

# 業務委託共通仕様書

## 第 1 章 通 則

### 第 1 条 適用範囲

この共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、甲が委託する業務に適用するものとする。

### 第 2 条 適用仕様

業務の仕様は、以下の項目のとおりとする。

- ・ 甲の指示事項
- ・ 現場説明事項及び質疑応答事項
- ・ 仕様書
- ・ 別添設計図書（以下「設計図書」という。）
- ・ 共通仕様書
- ・ 山口県土木工事共通仕様書
- ・ 特記仕様書

### 第 3 条 疑義

乙は、設計図書、仕様書等に記載された事項の解釈について疑義を生じた場合又は明記のない場合は、甲と協議の上指示を受けること。

### 第 4 条 監督職員

業務を実施するために甲が定めた職員を監督職員とする。

### 第 5 条 実施工程管理

- 1 乙は、業務実施に先立ち現場責任者届、実施計画書、実施工程表、主要資材リスト等を提出し、甲の承認を得ること。
- 2 前項の内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく変更届を提出し甲の承認を得ること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲がその必要がないと認め、承諾した場合は、この限りでない。

### 第 6 条 現場管理

乙は、業務実施中利用者及び通行者等の安全を図るため次に掲げる現場管理を行わなければならない。

- (1) 現場には、通行者の見やすい場所に業務名、甲の名称、乙の名称、甲及び乙の連絡先及び電話番号並びに責任者氏名を記入した大型の標示板を設置すること。
- (2) 学外テニスコート廻りにかかわる業務の実施に際しては、交通の安全について甲、道路管理者及び所轄警察署と協議の上、道路標識令に基づく標識及び「山口県道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づく保安施設を設け、円滑な交通と通行者及び作業員の安全について万全の処置を講ずること。
- (3) 「土木工事安全施行技術指針」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考にして環境の保全、安全、事故防止等に留意し業務を実施すること。

- (4) 業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく甲に報告すること。
- (5) 現場が危険で一般の立ち入りを禁止する必要があるときは、甲の承認を得て柵、標識等を設置すること。
- (6) 業務実施中は、現場に責任者を常駐させること。また、業務に法令に定められた有資格者が必要な場合は、当該者を常駐させること。
- (7) 薬剤、石油類、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について特に注意を払い、取扱要領を事前に提出し甲の承認を得、関係法令の定めるところにしたがい万全の対策を講ずること。
- (8) 剪定業務・法面草刈等の、高所作業時・足場の悪い場所での作業時は、作業員に必ず安全帯・ヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。

#### 第 7 条 官公庁、その他への手続き

- 1 業務に必要な官公庁、その他への手続きは遅滞なく行い、これにかかる費用は全て乙の負担とする。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉をする場合又は交渉を受けた場合はその旨を遅滞なく甲に申し出て協議するものとする。

#### 第 8 条 諸法規の遵守

乙は、業務実施に際しては、労働基準法、道路交通法等の関係諸法規を遵守し、諸法令の運営と適用については乙の負担と責任においてこれを行うものとする。

#### 第 9 条 跡片付け

- 1 乙は、業務の実施の必要から交通の方法を変更又は制限した場合において、業務が完了したとき、又はその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。
- 2 乙は、業務実施の必要から既設の施設等を撤去又は損傷したときは業務実施期間中に原状に復さなければならない。
- 3 乙は、業務実施中の踏み荒し、刈草等の飛散地の清掃等一切の跡片付けを業務終了前に行わなければならない。
- 4 前各項に掲げるものの他、業務実施地内の美化、環境の保全等当然必要と考えられるものは誠実に実施するものとする。

#### 第 10 条 ゴミ処理

刈草等のゴミ処理（燃えるゴミ・燃えないゴミ・資源ゴミ等）については下関市の各ごみ処理施設の搬入基準によるものとする。また、不法投棄については甲の指示する所へ運搬するものとする。

#### 第 11 条 成果報告書

1日の業務を実施した場合は、業務の内容を作業日誌に記載し、成果報告書を提出する際は、記録写真を添付すること。

#### 第 12 条 写真撮影

業務の適正な施行を説明する資料である記録写真として、業務着手前、作業中及び完了の全景写真を撮影すること。また必要に応じて部分写真を撮影すること。

### 第13条 立会及び検査

甲の指定した業務は、甲の立会を受けて実施すること。

### 第14条 完了検査

- 1 甲が業務実施場所において完了検査を行う場合には乙又は業務実施責任者を立会させること。
- 2 乙は、業務実施に関する各種資料、写真等を整え甲の要求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第2章 材 料

### 第15条 一般

- 1 使用材料がある場合は、仕様書及び設計図書（以下「仕様書等」という。）に品質、規格を明示した場合を除き次の各号の規定によるものとする。
  - (1) 山口県土木工事共通仕様書の規格に適合するもの。
  - (2) J I S等の標準規格に適合するもの。
- 2 仕様書等で指定又は甲の指示した使用材料は、使用前に見本又は資料を提出し甲の承認を得ること。
- 3 使用時において甲が不良品と疑問を持った材料は、材質試験等を実施し検査に合格したものでなければ使用してはならない。
- 4 仕様書等において写真及び資料等の記録を整備すべきものと指定し又甲があらかじめ指示した材料の調合をするときは当該記録を整備した上で調合し甲の要求があったときは遅滞なくこれらの記録を提出しなければならない。

## 第3章 業務内容

### 第16条 一般事項

- 1 指定区域内の業務を履行するものである。
- 2 業務実施中区域内の施設に異常が発見された場合は、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 3 鳥類の死亡、衰弱等が発見された場合は、遅滞なく甲に報告しなければならない。

### 第17条 業務の種類及び遵守事項

- 1 除草
  - (1) 指定区域内の抜き取り除草及びゴミ処理を履行するものである。
  - (2) 除草は人力で行うものとし除草器具等を用いて完全に除根をするものとする。
  - (3) 前2号の規定に係わらず甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 草刈
  - (1) 指定区域内の草刈及びゴミ処理を履行するものである。

(2) 草刈は機械刈（肩掛式）で行うものとし、現場状況によりこれで実施できない場合は手刈で行うものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず甲の承認を得た場合はこの限りでない。

### 3 芝刈

(1) 指定区域内の芝刈及びゴミ処理を履行するものである。

(2) 仕様書等で明示された方法で実施するものとする。

(3) 機械刈の場合は、現場状況によりこれで実施できない場合は手刈で行うものとする。

(4) 前3号の規定に係わらず甲の承認を得た場合は、この限りでない。

### 4 薬剤散布

(1) 指定区域内にある樹木等の病害虫を調査・報告し、甲の指示を受け薬剤散布を履行するもので、後の処理（害虫の死骸処理等）を行うものとする。

(2) 仕様書等で明示された方法、散布量及び調合量で実施するものとし、調合は写真等記録を整理し、環境の保全、安全性及び保管には十分に留意すること。

(3) 業務を履行する場合は、別記1「薬剤散布留意事項」に基づき行うこと。

(4) 前3号の規定にかかわらず甲の承認を得た場合は、この限りでない。

### 5 樹木剪定

(1) 指定区域内にある樹木の生育状況を調査・実施計画を立て、甲と協議・指示を受け、樹木剪定及びゴミ処理を履行するものである。

(2) 実施方法は、交通等の障害にならないように配慮し、実施前に甲の承認を得て業務を実施するものとし、後片付けは速やかに行うこと。

(3) 業務を履行する場合は、別記2「剪定留意事項」に基づき行うこと。

### 6 芝目土

(1) 指定区域内の芝生の目土散布を履行するものである。

(2) 仕様書等で明示された散布厚で実施するものとし、良質の真砂土を散布することを標準とし、均等に散布すること。

### 7 芝施肥

(1) 指定区域内の芝生地に、施肥を履行するものである。

(2) 肥料は、仕様書等に明示された種類、配合のものを使用する事とし、使用前に甲の承認を得ること。

(3) 施肥を行う場合は、均一になるように注意し散布すること。

(4) 前3号の規定にかかわらず甲の承認を得た場合はこの限りでない。

## 薬剤散布留意事項

1. 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律82号）等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている、使用基準・使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害等十分注意し、施工すること。
2. 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて、最も効果的な方法で実施すること。
3. 散布日は、風・日照・降雨等の気象条件を考慮し実施すること。
4. 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫害被害部分を中心にむらなく散布すること。
5. 散布に際しては、風上に背を向け風下から散布すること。また、利用者・通行人をはじめ、周囲の対象外樹木等にかからないよう、十分注意して実施すること。
6. 散布作業は、作業員の人体への影響ないように十分に配慮し、ゴム手袋・マスク・帽子・メガネ・被服等、安全なものを着用させること。
7. 散布実施前には、必ず周囲の状況を把握すると共に、薬害等をひきおこすもの（洗濯物・窓等の開閉等）が見受けられるときは、隣接住民に口頭で周知徹底を図ること。

## 剪定留意事項

1. 剪定は、その時期により、次のように呼称し区別する。
  - (1) 夏期剪定・・・ 樹木全体を低く整枝することを基本とし、幹と根の強さ、枝葉の繁茂状態を考慮して剪定すること。
  - (2) 冬期剪定・・・ 樹形を整え、枝の配枝系統を整理することを基本とし、若木は伸長促進をし、老衰した樹木は樹高と樹冠の大きさを抑制整姿するよう剪定すること。
2. 南側等樹勢の強い枝は「強く剪定」し、北側等樹勢の弱い枝は「手控え」、枝の均整を取り剪定すること。
3. 枯れ枝・平行枝・徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものを、樹木本来の樹形、枝張りのバランス等を考慮して剪定を行うものとし、主として剪定すべき枝は、次のとおりである。
  - ア. 枯れ枝
  - イ. 成長の止まった弱小の枝・・・「弱小枝」
  - ウ. 著しく病虫害におかされている枝・・・「病虫害枝」
  - エ. 通風・採光・架線・人や車の通行等の障害となる枝・・・「障害枝」
  - オ. 折損等によって危険をきたすおそれのある枝・・・「危険枝」
  - カ. 樹冠・樹形及び生育上、不必要な枝（やご・幹ぶき・徒長枝等）・・・「不要枝」
4. 枯れ枝・弱小枝・病虫害枝及び不要枝は、その枝のつけ根から切除処理すること。
5. 過度の剪定にならないように特に注意し、樹勢を均一にし、枝葉の密度を一様にする。
6. 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の疎密をなくすように、枝の誘引を行うこととし、枝の結束等には、シュロ縄を用い行うこと。
7. 枯れ枝及び徒長枝切除や枝の整枝等を行った後、一定の幅を定めて両側を刈り込み、天端をそろえること。
8. 植え込み地内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝葉を損傷しないように注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。
9. 刈り取った枝葉は、すみやかに搬出処理する。特に、剪定枝葉が樹冠内に残らないように処理すると共に、周辺地もきれいに清掃処理すること。
10. 樹木（樹種）及び場所（地域性）によっては、剪定方法が異なるので、剪定前に甲の指示を受け施行すること。

また、業務施工中に発見あるいは発生した事案は、速やかに甲に連絡し指示を受けること。
11. 下木（低木類）の剪定については、6月と9月～10月に行うことを基準とし、下記の事項に留意し施行すること。
  - ア. 各樹種の生育状況に応じ、刈り込み原型を十分考慮しつつ刈り込むこと。また、樹高については、毎年少しずつ高くなるので、甲の指示により、数年おきに上部を強く刈り込んで、一定の高さを保つようにする。
  - イ. 樹種により萌芽力が違うので、剪定の強度については、その都度甲の指示を受け実施する。